平成２４年（フ）第１２０６号
広島市安佐南区中筋４丁目５番31―101号
債務者　杉山　数江
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
大阪府岸和田市南上町１丁目12番３号、前住所大阪府岸和田市大北町12番28号
債務者　長野　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
愛知県半田市大松町２丁目23番地　グラシアⅡＣ棟、従前の住所愛知県半田市花田町２丁目76番地の４
債務者　竹内　唯彦
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
大阪府河内長野市上田町30番地の２―218号
債務者　木下　敏一
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
三重県四日市市笹川４丁目102番地５
債務者　委文　慎哉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
愛知県田原市神戸町新大坪219番地５
債務者　飯田　芳久
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市小江川2202番地１
債務者　野内　久男
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１２号
長崎県佐世保市新田町352番地　２―２棟704号
債務者　田中　紀彦
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道旭川市神楽３条４丁目１番８号　コーポ石苑101号室
債務者　山本　裕季
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
静岡市駿河区津島町２―２　ビレッタ静岡1005号室、住民票上の住所静岡市駿河区高松２丁目23番23号
債務者　堀川　健文
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４９号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目８番19号
債務者　齊藤　智子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
函館市新川町27番７号村田アパート２Ｆ
債務者　高橋真里子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
函館市上湯川町３番２―356号
債務者　宮本タケ子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５７号
奈良県香芝市藤山１丁目17番10―201号　藤山台ハイツ、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町２丁目16番17号
債務者　髙橋　俊和
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
奈良県香芝市藤山１丁目17番10―201号　藤山台ハイツ、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町２丁目16番17号
債務者　髙橋　佳子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
奈良県橿原市東坊城町380番地　坊城県営住宅８棟303
債務者　森本　和美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道北見市相内町281番地19
債務者　中村　幸弘
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係